

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 5 号	受理年月日	令和3年2月5日
件 名	安城市議会において「各派代表者会議の廃止」を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他4名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	請願の趣旨 安城市議会には議会運営委員会の事前会議のような各派代表者会議があり、一部の議員により議案、請願・陳情、議会運営などについて報告や議論等が行われていると聞いています。 この各派代表者会議は非公式会議とされ、住民及び一部の議員は傍聴すらできず、さらに、規程類も議事録も無い完全な私的会議となっています。 この各派代表者会議についていくつかの疑問が生じてきます。 1 議長が招集すると聞くが、一部のいわゆる交渉会派からのみ招集していることは、与党も野党も無い市議会のあり方、及び全議員に公平であるはずの議長のあり方として疑問です。会派差別及び議員差別は有権者差別であり正当性がなく説明がつきません。 2 参加できない会派や議員に対して、会議終了後に議会事務局員が資料を配り、説明してまわることは非効率と考えないのですか。改善・改革意識が欠落していませんか。 3 非公式会議に複数名の議会事務局員が常時参加していることは、市職員の職務倫理に反していませんか。常時参加する合理的、合法的な根拠が見当たりません。 4 本来なら議会運営委員会で行うべき事案等について、事前に秘密会のような会議を設けて不透明化していることは、住民として何らかの思惑を感じざるを得ず、不信感を持ちます。 5 地方自治法第115条1項に照らすと、住民が知り得ないところで報告、確認、議論等がされることは事前審査にあたり、さらに、議会の議決を経ずに秘密会議化していることから違法会議ではないですか。 6 自治基本条例第10条2項及び議会基本条例の前文と第2条3項に照らすと、『開かれた議会運営』及び『情報の公開』に反した条例違反会議ではないですか。 7 隣市の刈谷市議会では基本的に各派代表者会議を行っていませんが、それにより議会運営に支障があるとは聞いていません。議会運営等については、公式な議会運営委員会で議論するべきと考えます。安城市議会もより効率的な議会運営を目指すべきではないですか。		
	請願事項 各派代表者会議を廃止して、法令及び市議会の本質に従って公平公正な議会運営を行っていただくことを請願します。もし、本請願に賛同いただけない場合は上記7項目について確固たる法的根拠を示して、論理的に詳しく説明をお願いします。なお、議員の皆様から質問があれば、当方でその返答に最善を尽くすため、委員会付託される5日前までに連絡をお願い致します。		